

第76号議案

令和2年3月19日

総務課

東京都人事委員会規程の一部改正及び新設について

下記の東京都人事委員会規程の一部改正及び新設について、別紙のとおり決定する。

記

- 1 人事委員会事務局事務職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部改正
- 2 人事委員会事務局会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程

会計年度任用職員のサービスの取扱いについて

1 サービスの宣誓について

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

○ 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）

第二条 新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。（以下略）

第三条 この条例に定めるものを除く外、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

⇒ 人事委員会事務局事務職員のサービスの宣誓に関する取扱規程

2 職員のサービスの宣誓に関する条例の改正（総務局）

- ・ 再度任用される会計年度任用職員は「新たに職員となった者」に当たるため、現行条例では、任期ごとに宣誓を行う必要がある。
- ・ 会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であり、特に臨時職員等から会計年度任用職員になる職員は、一会計年度に複数回任用されることも想定される。
- ・ 総務省通知の条例準則及びマニュアルの改正を踏まえ、都条例を改正し、会計年度任用職員について、別途簡略な手続を設けることができることとする。

⇒ 令和2年第1回定例会に「職員のサービスに関する条例の一部を改正する条例」議案提出

○ 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号） 改正案

第二条 新たに職員となった者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。（以下略）

2 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。 ←新設

（参考）令和2年1月17日付総行公第10号総務省公務員課長通知・条例準則及びマニュアルの改正

【改正前】

再度の任用は新たな職に改めて任用されるものと整理すべきものであり、サービスの宣誓は、任期ごとに行う必要があります。

【改正後】

サービスの宣誓は、任命権者が別段の定めをすることができる旨を条例で定め、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことも可能です。

3 東京都人事委員会における規程の整備及び趣旨

(1) 「人事委員会事務局事務職員のサービスの宣誓に関する取扱規程」の一部改正

- ・ 規程の適用範囲から、会計年度任用職員を除く

(2) 「人事委員会事務局会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程」の新設

- ・ 会計年度任用職員は、原則、所属長の前で宣誓書に署名を行う
- ・ 公募による任用時は、宣誓を行う
- ・ 公募によらない再度任用時は、宣誓を省略する（上記宣誓をもって、宣誓したものとみなす）

4 施行日

令和2年4月1日

規 程 案 文 及 び 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 人事委員会事務局事務職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部改正
 - (1) 規 程 案 文 (1頁)
 - (2) 新旧対照表 (2頁)

- 2 人事委員会事務局会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程
 - (1) 規 程 案 文 (3頁)

●東京都人事委員会訓令第 号

東京都人事委員会事務局

人事委員会事務局事務職員の服務の宣誓に関する取扱規程（昭和二十六年人事委員会訓令第 号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第一条中「昭和二十六年二月東京都条例第十五号」を「昭和二十六年東京都条例第十五号」に、「基き」を「基づき」に、「以下職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。以下「職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条 この規程は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京府条例第十五号）第三条の規定に基づき、人事委員会事務局事務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。以下「職員」という。）の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条から第四条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条 この規程は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年二月東京府条例第十五号）第三条の規定に基づき、人事委員会事務局事務職員（以下職員という。）の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条から第四条まで（略）</p>

●東京都人事委員会訓令第 号

東京都人事委員会事務局

人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

人事委員会事務局会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程

(目的)

第一条 この規程は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第二条第二項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会計年度任用職員の服務の宣誓）

第二条 新たに会計年度任用職員となった者は、所属長の前で、条例別記様式一による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前

においても会計年度任用職員にその職務を行わせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により所属長の前で宣誓を行うことができないときは、所属長の指名する上級の公務員の前でこれを行うことができる。

第三条 東京都人事委員会処務規則（昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号）第二十条の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）第四条第五項第一号の規定により任用される会計年度任用職員については、前条第一項の規定による宣誓を行ったものとみなす。

（宣誓書の保管）

第四条 署名を終わった宣誓書は、事務局任用公平部総務課において保管するものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。